

平成 28 年 5 月 30 日
国土交通省土地・建設産業局建設業課

平成27年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び平成28年度の活動方針 ～社会保険未加入対策で重点的に立入検査を実施～

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、平成27年度における推進本部の活動結果及び平成28年度における活動方針がまとまりました。

平成27年度の推進本部の活動状況及び平成28年度の活動方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

	平成27年度	平成26年度
駆け込みホットラインへの通報	1,735件	1,613件
上記のうち、違反疑義情報	131件	174件

・違反疑義情報の主な内容は、下請代金の支払いに関するものや無許可業者等との下請契約など。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

	平成27年度	平成26年度	備考
立入検査等の実施	815回	877回	上記「駆け込みホットライン」への通報や、「下請取引等実態調査」を端緒として実施。

3. 監督処分・勧告の実施概要

	平成27年度	平成26年度	主な処分事由
許可取消	1件	1件	許可の虚偽申請1件
営業停止	22件	67件	独占禁止法違反9件、無許可業者との下請契約3件、一括下請負2件など
指 示	10件	14件	労働安全衛生法違反3件、主任技術者等の不設置等2件など
勧 告	261件	223件	下請契約の締結について131件、下請代金の見積、決定について108件、追加・変更契約について107件、下請代金の支払いについて86件、施工体制台帳等について80件、不当な赤伝処理・遅延利息不払い52件など

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

4. 平成28年度における活動方針

今年度の新たな取り組み：①更なる社会保険未加入対策の推進

②基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)の遵守
詳細については、別添資料をご覧ください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長補佐 山 王 (内線24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03) 5253-8277 (直通)
調査指導係長 一 力 (内線24785) FAX : (03) 5253-1553

平成28年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げている。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

については、以下のとおり、平成28年度建設業法令遵守推進本部活動方針を示すので、各地方整備局等においては、本方針を踏まえつつ、適切な対応を図られたい。

I 今年度の新たな取組

1. 更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度が来年度に迫っている中で、社会保険未加入対策の実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）の遵守状況

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）」を策定したところであり、その周知徹底に努めること。

II 継続的な取組

1. 通報制度等の活用

(1) 「駆け込みホットライン」の運用

平成19年度の開設以降、法令違反に関する情報を収集するための重要な制度であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

(2) 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の運用

平成25年6月から各地方整備局等において運用されてきた「新労務単価フォローアップダイヤル」が、平成27年3月に発展的に統合され、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」として運用されているところであるが、引き続き、適正な契約が行われていない等の法令違反に関する情報を収集できる制度としての有用性・重要性を認識し、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

(3) 発注部局等との連携

平成27年4月1日以降に契約が締結された全ての国土交通省直轄工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を拡大実施していく運用が行われているので、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 立入検査の実施

(1) 対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定に当たっては、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる通報内容、下請取引等実態調査の結果（特に不当なしわ寄せを受けたとする申告）及び各地方整備局等において問題と認識される事案に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

平成25年9月から「標準見積書」が一斉活用されているが、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を確認し、活用を促すこと。

また、平成27年4月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で、「元請負人は、(中略) 下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こととされているため、本年度の立入検査から、その実施状況について確認を行い、周知徹底に努めること。

(3) 安全衛生経費の確保に関する調査の実施

平成26年11月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施しているところであるが、安全衛生対策経費の確保の必要性を周知する意味で重要な取組であることから、引き続き適切に実施すること。

3. 建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図るため、平成26年10月に改訂された「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の周知徹底に努めること。

4. 東日本大震災の被災地域における取組

平成24年11月から国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県が連携して実施している東日本大震災の被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組（復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、啓発活動）については、引き続き実施すること。

5. 消費税の円滑かつ適切な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられるなか、建設業に

については、消費税の転嫁は概ね適切に図られているところであるが、零細企業のなかには、取引先との力関係から消費税の転嫁が図られにくい状況も見受けられるところである。

また、平成29年4月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、指導に努めること。

6. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成27年4月1日から、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査を実施することとなった。

については、その実施に当たり、当該事業を所管する建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、立入検査を円滑かつ適切な対応に努めること。

7. 建設業取引適正化推進月間

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努めること。特に、推進月間期間中は関係機関（都道府県と関係省庁等）との一層の連携強化に努めること。

8. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。
- ② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会を行うなど、連携の強化に努めること。
- ③ 建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めること。

9. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。